

岩手県医療局管理規程第3号

医療局不動産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

岩手県医療局長 遠藤達雄

医療局不動産管理規程の一部を改正する規程

医療局不動産管理規程（昭和41年岩手県医療局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(不動産台帳の整備等)</p> <p>第4条 局長は、<u>不動産台帳(別記様式)</u>を備えて置いて整理し、常に不動産の状況を明らかにしておくものとする。</p> <p>2 経営管理課総括課長又は病院の長は、<u>不動産管理簿(別記様式)</u>を備えて置いて整理し、常にその分掌に係る不動産の状況を明らかにしておかなければならない。</p>	<p>(不動産台帳の整備等)</p> <p>第4条 局長は、<u>別に定める様式による不動産台帳総括表及び不動産台帳</u>を備えておいて整理し、常に不動産の状況を明らかにしておくものとする。</p> <p>2 経営管理課総括課長又は病院の長は、<u>別に定める様式による不動産管理簿総括表及び不動産管理簿</u>を備えておいて整理し、常にその分掌に係る不動産の状況を明らかにしておかなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

別記様式を削る。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。